

平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 管 理 部 長 佐藤 政治
(電話番号 0 2 2 - 3 9 2 - 3 7 1 1)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、会社情報の適時開示及び株式会社名古屋証券取引所への正確な報告義務について重大な違反のおそれがあるとして、平成 27 年 3 月 9 日に株式会社名古屋証券取引所より監理銘柄(審査中)に指定されました。

その後、有価証券届出書及びこれに関する訂正届出書、並びに適時開示資料及び訂正に係る適時開示資料について、訂正が必要となる可能性のある事象が判明し、さらに平成 26 年 3 月期以降に行われた外部へのファイナンシャル・アドバイザー報酬の支払、借入金及び新株予約権行使に関する事項、当社子会社である株式会社オプトガイアを通じた業務提携先への資金拠出等に関しても、過去に開示した内容に訂正を要する可能性が高いことが判明いたしました。以上を踏まえ、当社は、事実関係の確認のために、より客観的かつ公正な立場から調査を実施することが必要であると判断し、平成 27 年 5 月 20 付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて開示の通り、第三者委員会を設置し、その後、平成 27 年 7 月 30 日付「第三者委員会の調査報告書(最終報告)の受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり「調査報告書(最終報告)」を受領しております。同委員会による調査の結果、訂正が必要となる一連の不適切な会計処理が存在し、また当該事項についての当社役員(当時)の関与が指摘されております。

また、第三者委員会から受領した「調査報告書(最終報告)」では、取締役会をはじめとした適切な社内手続きを経る意識の欠如、取締役間のガバナンス機能の欠如、適時開示制度に対するコンプライアンス意識の欠如、開示業務に関する管理体制の不備、子会社管理体制の不備等が、問題点として挙げられております。

当社では、これらの内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 連結会計年度末日までに是正できなかった理由

上記の内部統制の不備が明らかとなったのは当事業年度第 4 四半期であり、当事業年度末日までに是正措置の整備並びに運用が完了できなかったものであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社としましては、今般の株式会社名古屋証券取引所による監理銘柄(審査中)の指定及び第三者委員会による提言を重く受け止め、以下に掲げる再発防止策を実行してまいります。

- (1) 経営監督機能と業務執行機能の分離による取締役会の経営監督機能の強化と、不正等の未然の把握・防止。

- (2) 経理・開示に係る管理部の人員補充による、適切な社内手続きの実効性を確保するための社内規定の整備や社内の確立。
- (3) 管理部職員を中心とするメンバーによる再発防止策の実行組織の組成。
- (4) 取締役会による再発防止策実行のモニタリングによる進捗状況や内容の精査。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上